

# 厚生文教常任委員会

令和5年5月23日

葛城市議会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和5年5月23日(火) 午前9時30分 開会  
午前10時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	奥本佳史
副委員長	谷原一安
委員	坂本剛司
〃	柴田三乃
〃	杉本訓規
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	梨本洪珪
議員	西川善浩
〃	横井晶行
〃	吉村 始
〃	松林謙司
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東 錦也
教育長	椿本剛也
教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子
体育振興課長兼 コミュニティセンター所長	竹本淳逸

6. 職務のため出席した者の職氏名

書記	新澤明子
〃	神橋秀幸

7. 調査案件（所管事項の調査）

- （1）社会体育施設の利用方法等の変更に関する事項について

開 会 午前9時30分

**奥本委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。広島サミットが終わったところですが、サミットの1つのトピックスとして、AIのテーマで議論されております。先週も鹿児島県の曾於市議会から、先方の文教厚生常任委員会の皆さんが行政視察として葛城市においでになりました。私と副委員長で対応させていただいたんですけれども、内容としては、蓮花ちゃんのAI相談、先進事例ということで視察に来られていました。

このAIという言葉が今年に入って非常にマスコミあるいは皆さんのお耳にも入っていることと思いますけれども、そもそもAIというのは1950年代からある技術なんです。それが、長らくの間、低迷していたというか、あったことはあったんですけど、なかなか注目されなかったのに、なぜここに来てこういう形で注目されるようになったか。それはやっぱり技術の発展に伴うんですけれども、まず1950年代にAIができて、注目されたのが、ちょうど10年ほど前にAlphaGoという囲碁のAIによる、プロ棋士との勝負でAIが勝ったと。そのあたりから更に研究が進みまして、ビッグデータ、要するに世の中のいろんなデータをデータ化することができるようになりまして、更にそれをディープラーニングという手法で深く深く学習して、自動学習できるようになってきた技術があります。それに加えて分散処理、ブロックチェーンというんですけど、そういう技術が相まって、AIの技術が非常に今、爆発的に伸びておるわけです。

さらに最近では、生成AIというところで、皆さんお耳にしたことがあるようにChatGPT。これは去年の12月の段階でChatGPT-3だったんですけども、年が明けてGPT-4になってから物すごく精度の高い変換ができるようになりました。本来、人間が、いろんな過去の資料・文献を学習してからそれなりの意見をまとめたりとか文書にまとめたりする作業をやっていたわけなんですけれども、コンピューターは過去のそういうデータを使って、一言一句それを完璧なものに仕上げる技術ができております。人間と違うのは、間違わないということ。非常にこれは恐ろしい技術なんですよ。ですから、これから先、もしかすると人間以上の知識を蓄えて、独自の学習システムが人間を上回る判断を下す可能性がある。それをサミットではどうしていこうかということで議論されているわけです。

翻って、葛城市というか、我々の日常生活の中で、特に教育分野でAIをどういうふうに扱っていくか。文部科学省もこの間、指針みたいなものを出して、これからまた教育現場のほうに落とし込んでいく形になると思うんですけども、いずれにせよ、間違った情報を基にAIが回答を出して、それをうのみにした形で間違った方向性に誘導されるということはぜひとも避けたいので、その辺り、また今後、我々も勉強しながら、教育委員会のほうも子どもたちにどういうふうにそれを落とし込んでいくかということを考えていただく形になると思いますので、またその辺り、皆さんで知恵を出しながら、いい方向に進んでいけたらと思っております。

では、委員外議員の紹介です。増田議員、吉村議員、松林議員、横井議員、西川議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ、発言されるようお願いいたします。

5月8日付で新型コロナウイルス感染症が2類から5類になったことに伴い、葛城市議会でのマスクの着用については個人の意思に委ねられておりますので、ご承知おきください。

なお、会議室内の換気のため、出入口を開放しております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、調査案件（1）社会体育施設の利用方法等の変更に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、3月定例会で審査した葛城市運動場条例等の改正を受け、社会体育施設の運用に変更が生じたため、その内容について理事者より報告いただくものでございます。

それでは、説明願います。

竹本体育振興課長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 改めまして、おはようございます。体育振興課の竹本でございます。

それでは、社会体育施設の利用方法等の変更に関する事項についてご説明させていただきます。

この利用方法の変更は、さきの3月議会で葛城市スポーツセンター条例、葛城市運動場条例、葛城市体育館条例の使用料等をそれぞれ条例改正させていただいたことに伴い、それぞれの施行規則を改正させていただいたことによるものでございます。主な変更は利用申請の予約可能時期の変更で、葛城市内に在住・在勤の方は予約可能日が改正前の施設の使用日の1か月前から2か月前に変更となります。利用許可申請書の様式変更と併せて、申請時にいただく体育施設使用者名簿を規定させていただきました。

それでは、変更の具体的な内容は、資料1、「市内社会体育施設（体育館、運動場、テニスコート）ご利用の皆さまへ」をご覧ください。A3の二つ折りの分になります。

こちらは、葛城市スポーツセンター条例や施行規則等の改正によりまして、その施行日となります7月1日より、市民の皆様の施設予約等のルールが変更となりましたことを説明させていただくために作成したものでございます。今週末をめどに、各体育施設の予約受付をしております窓口で配布を予定しておるものでございます。配布窓口は、當麻スポーツセンター、コミュニティセンター、中央公民館、いきいきセンターの4か所となります。また、併せて各施設にも掲示をさせていただきます。

それでは、資料1を基に変更内容について簡単に説明させていただきます。

施設の予約申請については、市内在住・在勤の方は、改正前が施設使用日の1か月前から2か月前に変更となりますので、施行日であります7月1日を例としますと、9月1日までの予約が可能となります。また、市外の方は8月1日までの予約が可能となりますが、8月1日が今回火曜日で休館日となりますので、7月31日月曜日までの予約が可能となります。

次に、施設予約申請時に必要な書類は、体育施設利用許可申請書と併せて、体育施設使用者名簿を提出いただきます。また、市内在住・在勤の方など使用料免除対象となる場合は、体育施設使用料減免申請書も同時に提出いただくことになります。

次に、対象となります施設は、対象施設一覧に記載のあります当麻スポーツセンター等体育館4か所、新町公園テニスコート等テニスコート3か所、奈良県新庄第1健民運動場等運動場5か所となります。

次に、資料を開いていただきまして裏面のほうで、まず左側のほうが利用許可申請書の様式を示しております。左ページが許可申請書になりまして、様式の2段目の表で利用日、利用施設を記入いただく表の下から2段目の利用者数の欄を一部改正しまして、以前は大人、小人の内訳人数のみでしたが、在住・在勤、市外の内訳人数も記入いただくように変更しております。

次に、右側のページでございますが、このたび新たに様式を作成させていただきました体育施設使用者名簿でございます。様式は1枚で20人までになりますので、20人を超える場合は複数枚記入いただき、それぞれ最下段に代表者署名をいただくことになります。

最後に、閉じていただきまして裏面になりますが、使用料の免除を受けていただく方に提出いただく体育施設使用料減免申請書をお示ししております。このチラシの配布以外にも、広報かつらぎの6月号であったり、市のホームページ等でも周知を徹底させていただくことを予定しております。

次に、資料2の葛城市社会体育施設の使用料の免除に関する内部規定についてでございます。

こちらは、第1条の目的に規定していますように、葛城市スポーツセンター条例等に係る体育施設の使用料について、各条項中、「教育委員会は、市長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」と規定しており、また、葛城市スポーツセンター管理運営規則等には、「市長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる場合となる使用料減免の対象となる機関、団体等は別に定める。」と規定しております。その別に定めるのがこの内部規定でございます。内容につきましては、3月議会の葛城市スポーツセンター条例等の一部改正の質疑の中で一度お示しさせていただいておりますが、平成17年4月1日施行の内部規定でありまして、一部組織名、団体名で変更等がなされておったり、新たに組織、団体が設置・設立されておりましたので、改正されておりましたものをこのたび改正させていただき、今回、見直しさせていただいております。

では、その改正内容をご説明させていただきます。

資料の2枚目の別表をご覧ください。別表の3段目で、「保育所、保育園」としておりましたが、「保育所（園）」に改め、認定こども園を追加しまして、市内保育所（園）、認定こども園、幼稚園の行事使用としました。

次に、4段目の例示で、「老人クラブ」を「寿連合会」に改めまして、例としまして、市スポーツ少年団交流大会、市子ども会連合会活動事業、寿連合会及びゲートボール連盟大会

等としました。

その次の段に、平成29年4月に設立されましたスポーツクラブ葛城を追加しております。また、市体育協会登録連盟、クラブ及びスポーツクラブ葛城並びに教育長が認めた市内のクラブの定期練習等としました。

次に、その2段下の例示で、「老人クラブゲートボール」を「寿連合会グラウンドゴルフ」と改めました。こちらは、以前は老人クラブでゲートボールをされておりましたが、近年は、老人クラブ改め、寿連合会としてもゲートボールの活動はされておられません。グラウンドゴルフが主な活動となっておりますので、寿連合会グラウンドゴルフに改めました。そして、「操法練習」を「操法訓練」に改めております。そして、最終的に例としまして、寿連合会グラウンドゴルフ練習及びゲートボール連盟練習、消防団の操法訓練、地区のグラウンドゴルフ練習等としました。

次に、その3段下で、市内中学校部活動等に括弧書きで代表的な部活動のバスケット、バレーボール、サッカー、軟式野球等々を示しておりましたが、部活動競技に関わらず対象となるため、バスケット、バレーボール、サッカー、軟式野球等々の表記を削除しております。

そして、更に3段下の「県教委」を「県教育委員会」に略称から改め、県及び県内市町村（県教育委員会含む）の公的大会としております。そして、次の下の段の「県体育協会」を「県スポーツ協会」に改めております。

以上、内部規定としての改正内容でございます。

これで社会体育施設の利用方法等の変更に関する事項についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**奥本委員長** ただいま説明いただきましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 確認ということになります。これでご説明いただいた部分についてはよく分かるんですけど、では、こんなケースの場合、どういうふうに考えたらいいのというのをお尋ねしたいと思います。

市民の方でもあると思うんですけど、例えば我々議会を見ても、阿古市長とか西井議員とかはよくご存じやと思うんですけども、古い時代に協定を結んでいる岡山県新庄村との親善でこっちへ来られて、第1健民グラウンドでソフトボール大会をやっていた。四、五年ぐらい。私でも4回か5回ぐらい覚えていますから。やっていたね。葛城市の議員と岡山県から来てもらった人とすると。そんな場合は、料金はどういう考え方をするのかということ、では、その場合の予約申請は、いつから受け付けるのということ。今、議会を例にしてお話ししましたけども、こういうケースの場合はよくあると思う。その場合の料金の考え方、予約はどっちになるのと。市内でいくのか市外でいくのかということ、ここをもう一度確認しておきたいと思います。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの藤井本委員のご質問ですが、基本的に、今、規則で定めさせてもらっている市

内が2か月前、市外が1か月前というのはあくまで一般利用者のことで、先ほど減免規定でもいろいろ列記させていただいていますような行事、市の行事であったりとか大会等に関しては、その規定に関わらず、大会等、行事が決まった段階で施設の予約申請をいただく形にはなります。今も大会等については、早ければ1年前から予約されるケースもございますので、そういう形にはなります。

使用料につきましては、その大会の主催等は、多分、今の例であれば市のほうの主催というイメージになるかと思いますので、免除対象にはなると理解させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**奥本委員長** 今、ご質問がありました、予約についてはどういう手順になるんですか。

竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 予約については、そういった大会の場合、大会要項等をつけていただいた中で申請いただくという形で、時期的には決まった段階での予約申請を受けさせていただくという形で、あとは規定どおりの書類を出していただくという形になります。

**奥本委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** ちょっと私自身まだ、大体分かってんねんけども、きちっと分からないのは、そんなまで大会というふうに見ていただけるということでもいいということですね。そこらをきちっとしておかないと、今、議会を例に出してお話をしましたが、いわゆる協定を結んでいる村と一緒に使うねんと言った場合、これは、今の答弁でいうと、大会やよってに、早くから予約できますよというようにはお答えをいただいたと思うねんね。これ、例えば聞いてはる人があって、スポーツの練習試合をするねんと。その場合、今みたいなケースはよくあるじゃないですか。葛城市のチームとどこかが練習試合をするねんと。それでいきましょう。練習試合をするねんと。その場合、大会でも何でもないわけやね。でも、葛城市の人と、相手のチームは大和高田市だろうと御所市だろうと、その場合の料金の考え方と予約はどちらを適用するのと。どちらかという予約を主に聞きたいねんけどもね。質問の意図は分かってくれますよね。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 失礼いたします。体育振興課の竹本でございます。

ただいまの質問の補足という形で、基本的に免除、内部規定の第2条第6号に「その他教育長が、特に免除の必要があると認めた市外の団体が利用するとき」というところがあり、また、第3号でも「市及び教育委員会の機関が行事等で利用するとき」ともございます。ということで、そういうところでの、また、あくまでも先ほど言いました補足になりますが、施行規則で定めています2か月前、1か月前という規定につきましては一般市民の利用ということで、市民が練習試合をされるときは一般の申請という形になるかと理解させていただきます。

以上です。

**奥本委員長** ほかにございませんか。



杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。

これが変わって、改正後、市内の方が2か月前からで、市外の方が1か月前からと分かれるんですけども、ウェブの予約システムがあるじゃないですか、施設予約システムという葛城市のグラウンドが全部載っているやつがあるじゃないですか。これ、市内の人と市外の人はどう見分けるんですか。あれで予約できるところとできへんところがあると思うんですけども、あれはどういうふうに変えていかはるのかなというのが1つ気になるところです。

2つ目が、別表の団体名とかいっぱい書いてあるやつ、こういう方々が免除とか免除じゃないというだけで、これは、例えば全員市外の方でも別に借りられるわけじゃないですか。それは、ここにあって書いていないのは、別にその他でということですかね。

もう1個が、利用者の書く名簿が半分以上葛城市内の方やったら免除になるというお話なんですけども、半分かどうかは誰が判断するんですか。例えば野球とかであつたら、18人やつたら9人要るわけじゃないですか。でも、ほんまは3チームくらい来ていて、30人、40人とおって、半分やつたら20人となるわけじゃないですか。この分母のほうは誰がちゃんと確認できるのかと、その辺の考え方というか、あれだけお願いできますか。

奥本委員長 竹本コミュニティセンター所長。

竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの杉本委員の質問につきましては、まず、e古都ならの予約システムについては、その確認内容については、改めて確認させていただきたいと思ひます。まだちょっと期間がございますので、そこは、システムの運用上の内容は確認させていただきたいと思ひます。

先ほどの市内・市外の人数の把握と分母。あくまでも分母につきましては、先ほどの資料1の裏面の利用許可申請書で利用人数を、大人、子ども、在住・在勤等の人数を当初に申請いただく段階で、分母はそこで確定すると理解させていただいて、あわせて、出していただく名簿で全体の人数並びに市内在住・在勤、市外等の内訳の割合を確定させていただいた上で判断させていただいて、市内在住・在勤が2分の1以上なら減免という形を取らせていただきます。そして、規則のほうには市外の方であればとか、規定には、在住・在勤の人数が明らかに示せない場合は市外という判断で、使用料免除はできないという規定も規定上にはうたっております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ウェブ予約システムのほうはもう一回これを機に見直してほしいんです。僕も昨日ざっと見たんですけど、ほとんど多分ちゃんと見てはらへんのと違うかなと。予約できるけど、要電話みたいな。これ、何のためにあんねんみたいなね。休みやったり、バツやったり、そんなばかりなので、もう一回見直してね。それで、僕が言ったことでも、多分、そのウェブ上で予約できるようなシステムのはずなのに、電話しなければ予約できないシステムやとあんまり意味がないと思うんですよね。でも、今、現状多分そうやと思うんです。そこをもう一回見直してほしいという意味で言わせてもらっています。

ここでまた出てくるのが、1か月・2か月問題が出てくると思うんですよ。他市の人か他市じゃない人かというのはどういう判断。最初に申請できるようにしたらいいんやろうけどね。そこはもう一回、全部一からというか、これを機に見直していただきたい。

もう一つ、人数の問題もある。それはそうなんです。僕も分かっていますよ、そんなん。分かっているんですが、ほんなら、もう1個変えましょうか。この名簿一覧表で市内の方というのはどういう証明。これは書くだけでいいんですか。変な言い方、書くだけでいいんやったら、何ぼでも書けるような気がするんですよ。そこをちゃんとしておかんと、つくった意味がないような気がするんですよ。全員が市外の方でも正々堂々とお金を払って使いますの方やったらいいと思うんですけども。そういうこともぜひなくしていただきたいと思っているんですよ。そういうふうに、書くだけ書いて使えますとかじゃなくて、ここに書いて出して、それが分母になりました、それはそうでしょうという話なんですけども、実際使ってはる人が分母じゃないんですか。申請者が20人と書いたら20人になるんですか。じゃなくて、20人が使っているのか、30人が使っているのかは誰が確認するんですかとお聞きしているんですけども。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの質問でございますが、あくまでも名簿のところには代表者署名ということで、代表者の方が責任を持って確認して出していただけるという認識です。そして、申請の段階で、若干、当日までに変更等ある場合は、当日のときに改めて変更の利用許可申請書並びに変更の名簿を出していただいた上での確認ということで、あくまでも、3月議会のときにも、本人確認を免許証でするのかどうかというご質問もあったと私も認識しておるんですけど、そこまではなかなか難しいので、あくまでも使用者、代表者のほうが責任を持って、信用して出していただいているものと認識して確認させていただきます。そういう形で確認をさせていただくことで、徹底させてもらうということで考えております。

以上です。

**奥本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そうなんでしょうけど、これは言いつ放しなのであれですけども、書類上出していただいてというのは分かるんですけども、使ってはる方ぐらいを、何かそこで終わるんじゃないかと、使っておられる方が何人おられるかというのをある程度、目視でもいいので見ていないと、何ぼでもやりたい放題になるんじゃないのというお話をさせてもらっているんです。

僕が思うに、例えば何ちゃら団体、最初に登録していただいてね。僕が言うてるのは、大人数のスポーツの場合を言っているんです。1人、2人のやつやったら致し方ないところはあると思うんですけども。そういったチームでやるじゃないですか。そのチームを最初に登録していただくと。そのときに、最初に、免許証なり何か分からないですけど、やってもらうと。その方に対してはこうやというふうにある程度決めておいたらいいのかなと思うんですよ。スポーツをやってはる方々が何人おるかぐらいは、それは、逐一じゃないですけど、定期的に確認しますぐらい言っていたら、それでよかったのになという感じなんです

けど。

取りあえずは以上でいいです。

**奥本委員長** 今の杉本委員の質問の最初のほうのe 古都ならですけども、これは確認するということですけども、これは県のシステムに乗っかっているだけですよね。そこに対して、それをどう見直すとかということとはできるんですか。いかがですか。

竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの奥本委員長の再確認の質問でございますが、その辺りも踏まえて確認をさせていただきます。基本的にそのルールでどこまで対応できるかも踏まえて確認をさせていただきます。基本的には、今までは予約可能日から3日後からのシステム運用になっておりましたので、タイミングによっては問合せになったりという部分があったということが先ほど杉本委員がおっしゃる部分ではあったと思います。ということでございますので、その辺りも踏まえて再確認をさせていただきたいと思います。

そして、先ほどの使用者の確認でございますが、各体育施設、先ほどの窓口4か所でも、いきいきセンターは別として、グラウンド、体育館だけでも、それぞれ受けているところだけでもかなりの数がございますので、定期的にそういったものは施設の巡回等を可能な限りさせていただいて、状況を確認したいと思っております。

以上です。

**奥本委員長** 確認していただくのは分かるんですけども、確認した上で、いや、変更できません。今の現状ですと言うんじゃないくて、杉本委員がおっしゃっているのは、要は、そこで市内・市外というのは判別がつかなくて、誰でも申し込める状態にあったところをどうするのかということをおっしゃっているわけなんです。私も以前、e 古都ならを使ったことがありますけど、市内・市外というところはチェック欄も何もございません。誰でも予約ができる状態なんですよね。だから、もしもそれを、システム上の改修は葛城市では困難というのであれば、そのところは、市外の方はここからは申し込めませんというふうに運用のほうで規定してしまうかどうかしないと、委員おっしゃるような形のチェックができないというふうになるんじゃないかということをおし上げたところで、そこを確認いただくということですね。分かりました。またその報告は後日で結構なので、お願いします。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** スポーツ振興という観点から、できるだけ簡素で分かりやすい申請の在り方になるのが好ましいと私は思っておりますので、そういう観点から質問させていただきます。

1つは、現状、ここにあります体育施設使用料減免申請書ということで、上記の使用者名簿で市内在住・在勤の方が2分の1の場合というふうになっております。つまり、使用するときは、いずれにせよ名簿を出さなければいけないんですね。現状、今どうなっているんでしょうか。葛城市のスポーツ施設を利用するときに、現状、名簿を出しているのかどうか。

次に疑問に思うのは、申請名簿を出すんですけども、毎回出さなアカんのか。これを見ま

すと、書式を見ますと、施設使用日時ということで日付が2枚目のところにもありますので、これを毎回出さなあかんのかと。多分、僕、現状、市民がこの名簿、僕もあまり出したような記憶がないので、代表者の方が全員集めて毎回出すと、まず市民の方からクレームが来るのと違うかなと。どないなってんねん。どういう変更になってんねんと。議員としては、ここをすごく気にしています。ここを、市民の方は無償ですと。これまで運用してきたのと、この変更が、そこはちょっと私、もう一回確認したいと思いますので、どうなっているのかお伺いします。

それから、2つ目なんですけれども、これは以前から私も申し上げてきたことなんですけれども、中学校の部活動として練習試合を行うときです。これは、多分主催は、呼ぶわけですから、市内の中学校の部活動、例えばバスケットボール部だったらバスケットボール部が市外の中学校の方を呼んで練習試合をやる。このときは、例えばこれがどういうことになるのか。例えば、それは無償になるのか。いやいや、市外のチームはお金を払うことになるのか。ちょっとこれがどういうことになっているのか。

その2点、お伺いいたします。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

まず1点目の名簿につきましては、基本的には毎回提出という形で考えております。名簿につきましては、今まではもちろん名簿提出というのはなかったです。コロナ禍のときは別の意味で名簿を取っておりましたが、また違う形ですので、今回は新たに様式設定させていただいているものなので、改めてでございますので、毎回出していただくということです。定期練習等もございますけれども、やっぱり今後のことも踏まえまして、市内・市外の判断ということもありますので、その辺も踏まえて出していただくように丁寧にご説明させていただき、お願いさせていただくということで考えております。

そして、部活動等の練習試合でございますが、あくまで免除とさせていただいているのは中学校の部活動ということで、定期的な練習の部分でございます。練習試合になりますと、スポーツ少年団等でも練習試合、他市から呼んで、複数チームで人数が多いようであれば、そちらに関しましても市外料金ということになりますので、あくまでも人数での判断になるかと思っておりますので、免除対象という形にはならないと考えておるところです。大会等となればまた違いますので、あくまでも免除対象というのは大会ということで、スポーツ少年団等、体育協会等の団体でも同じ考えにはなっておるところでございます。

以上でございます。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 毎回、市内の方が使うに当たっても名簿を出さなければいけないと。いろんな団体も含めて、定期的に使う場合も出さなければいけないと。私は、これはあかんと思います、はっきり言って。やっぱり簡素に、普通だったら団体者の名前で大体借りられるというのがこれまでの通例だったと思うんですが、毎回出すとなると、定期的に使っている人も毎回出すと。ちょっとこれはぜひ考え直していただきたいなと。まず市民から非常にクレームが出る

んじゃないかなと思います。非常に煩瑣な手続になります。例えば、これはスポーツ施設だけなのかと。文化会館その他の使用についても同様のことをやるとなると、利用者の方は大変多いですから、ここは、例えば定期的にやるところについては、最初に名簿をあれして、大きな変動がなければそれでいくというふうにしなければ、ちょっと私、こんなのを議会として納得したのかというふうには市民に対してよう説明できない。これまでとあまりにも大きく違い過ぎるので、毎回というのはいかがなものかなということで、ちょっとこれはぜひ考え直していただきたいなというのが1点です。

2つ目は、中学校の部活動の問題ですけれど、もうちょっとこれを聞きたいんですけど、使用料が発生するということですけど、例えば、バスケットコートを1面、半日幾らとなっていますよね。幾らとなっています。要は、市外の人が多かったら有料だということになるんだけど、これ、チームとして借りるということになったら、例えば1面、午前中2,000円のコート使用料が発生すると。それはそこで使っている人たちが2,000円払う。それが何チームでも2,000円なのか、いやいや、チームごとにそのお金が発生するということなんですか。つまり、先ほどありましたように、クラブで、中学校で、例えば新庄中学校が使います。市外のほかのチームが2チーム来ました。それで3チームで練習試合をします。そのときにコート使用料、午前中、例えば2,000円ですとなったときに、2,000円を払うというのは、1チームごとに2,000円、2,000円、つまり4,000円払うことになるのか。2チームがよそから来ているからね。それとも、いや、これはただなんですよというふうになるのか。いや、ただではなくて、ほかのチームが2チーム来たら、2,000円を2チームで分けて1,000円ずつになるんですというふうなことなのか。これ、練習試合で具体的にほかのチームを呼んできたときに、市外のチームを呼んできたときにどういうことになるのか、これを、もうちょっと具体的にお話を聞きたいんです。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの谷原副委員長の質問ですが、先ほどの答弁で若干修正させていただきたいと思っております。定期利用につきましては、定期的に曜日、時間を決めて年間予約しているものがございまして、こちらについては、毎回申請いただいているものではないので、その辺りの名簿提出は必要ないかと認識しております。ただ、そういった体育協会の連盟、クラブとかスポーツ少年団のチームとかが、定期利用以外に空きのところで申請される場合は出していたかどうかというところでは考えております。そして、名簿に関しましては、各スポーツ少年団であっても、連盟登録クラブについて、それぞれ年度当初にチーム、連盟の名簿を出していただいております。それを活用いただくことも可能という形では、こちらのほうで運用上させていただきたいと思っております。

あと、コートの使用料につきましてですけども、あくまでもチーム数での使用料の値段設定でございませぬので、体育館でしたら、コートの全面・半面での使用料と時間的に午前・午後という形での計算になるので、チーム数とか人数によって使用料が変わるということではございませぬ。あくまでも、10人であっても100人であっても同じ使用料という形になり

ます。

以上でございます。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** ちょっとこれは質問じゃなしに、先ほど答弁漏れがあると思いますので。つまり、市外の2チームが来たときに、そのチームが払うことになるのかということです。つまり、2,000円という、コートで使用料が発生すると。そのコートを使用する場合、市内のチームが1チーム、市外のチームが2チームとなった場合、そのときのコート使用料は発生するということになるんでしょうか。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 市内が1チームで、市外が2チームでしたら、単純に3分の2以上が市外になりますので、使用料は発生するので、もちろん市外料金になります。その負担については、それぞれ、するに当たって、多分市内チームがある程度調整されているところがございますので、それはどのチームが負担するか、そこは利用された方々での調整だと思いますので、うちで決めることではないと認識しております。

以上でございます。

(発言する者あり)

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 先ほど、コート単位でということで、チーム数での使用料の計算ではないというのは改めて確認して、答弁させていただきます。

以上です。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 言いつ放しになりますけれども、まず、名簿の申請については、定期利用については、特に市内クラブについては当初に名簿を出していますので、それを利用して、コピーなり等で利用していただいて、添付して、つけていただくということになると。定期利用の場合は、基本的には要らないんだけど、定期外でそうしたクラブが利用するときはそういう名簿を使っていたとしても結構ですということでした。できるだけこら辺は煩瑣にならないようにぜひ運用上お願いしたいと思います。私は、利用促進というのは基本だと思います。そういう形で利用者の方があまり煩瑣にならないようにぜひお願いしたいと。

それから2つ目ですけど、部活動の在り方については、基本的に中学校の施設を使ってやられることがほとんどだろうと思っておりますが、ただ、体育館施設については、いろんな重なりがあったりして、現状でも葛城市當麻スポーツセンターあるいは葛城市民体育館でもそうだと思いますけど、中学校が、なかなか体育館クラブはコートが限られていますので、通常の練習も体育館で、例えば當麻スポーツセンター等でやられておられます。だから、練習試合等でもそこを使うということが出てくることもあろうかと思うんですね。

私が前から言っておりますのは、練習試合は、普通、少なくとも3チームでやるんですよ。何でかといったら、審判が要るから。だから、2チームが戦って、もう1チームあれば、そこから審判を出して、3チームで大体半日なり1日練習するというのが基本的な練習試合の

活動のパターンになっているんですね。そのときに、市外の方が半分以上でお金がかかるといふふうになると、1チームしか呼べないと。2チーム呼ぶと、そういう体育館を使用しようとするとお金がかかると。私は、教育活動上あまり好ましいことではないなというふうに思っています。これが4チーム、5チームとかになると大変問題があるかなとは思いますが。

実際、これまでこの議論が始まった出発点は、新町公園球技場あるいは奈良県新庄第1健民運動場の芝生の、非常にお金をかけて葛城市がやっているサッカー場の利用が、どうも市外の人ばかりが無償で使っているんじゃないかと、市外のサッカーチームの方がね。だけど、実際としては、1チームほど新庄のチームが入っていると。1チーム新庄のチームが入っていたら、何チーム呼んでも無償であそこを使えるようになっているんじゃないかというのがそもそも出発点にあったと思うんです。だから、市外の人にも適正なお金を払っていただきましょうというふうになったわけですけども。そこで、この半分ということが出てきたと思うんですね。

でも、私は、例えばサッカーグラウンドにつきましても、例えば2チームよそから呼んでくる。3チームまでだったら、私は基本的には無償にしていくということが、スポーツ振興という観点からして、少年少女、それから学校教育におけるスポーツ振興という観点からしても、練習試合の在り方を考えても、ちょっとこの2分の1というのは私自身は非常に疑問を持っております。できたら、特例というか、これは内部規定ですので、議会に今回大きな変更ということで改めて出していただきましたけれども、運用上そういう問題が出てくる、あるいは学校現場の中でそういう声が出てくるということであれば、ぜひ内部規定変更も含めて検討していただきたいなど。やっぱり練習試合をやられるところは困ると思います、はっきり言って。やっぱり教育活動上、これまでやられてきたことが、そういう形、料金の形で支障が出るということは何もないように。実際運用してみないと分からないという面もあると思いますけれども、ぜひそこを配慮して見ていただけたらと思います。

**奥本委員長** ちょっと私のほうから追加の確認を求めますけども、今、谷原副委員長のほうから、教育活動上、練習試合のそういう、課金に対してあまり好ましくないという話がありましたけども、他市、他町の場合とか、そういう練習試合で外部の方が多い場合の施設の利用料というのはどういう基準で運用されているか、今、お分かりになりますか。そういうデータをお持ちであればお答えください。

竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本です。

ただいまの委員長の質問でございますが、ちょっとそこは把握しておりません。先ほど練習試合等のご意見をいただいている中でも、基本的に今、定期的な部活動としてバドミントン、バスケット等、体育館等での利用はあるんですけども、大会等は、それ以外でも奈良県中学校体育連盟の大会であったりとかの利用はあるんですけど、そういった練習試合での社会体育施設の利用というのは基本的にほぼないんです。なので、大体学校のそれぞれのグラウンド、体育館等で練習試合等はされていると認識しておるところでございます。

以上です。

**奥本委員長** ありがとうございます。

ほかにございませんか。

柴田委員。

**柴田委員** よろしく申し上げます。

私も同じところなんですけど、体育施設使用料減免申請書で、市内在住・在勤の方が2分の1以上であれば申請書を出せば免除になるということだと思んですけども、市の公共施設の使用料の考え方について教えていただきたいんですけども、例えば中央公民館の施設を借りるときに、市外の方が1人でもいれば有料になるというふうに私は認識しているんですけども……。

**奥本委員長** 柴田委員、これは今、体育施設の議論になっているので、公民館とはちょっと違うんですけど。

**柴田委員** というのは、なぜかという、市内の方が体育施設を借りた場合、2分の1以上市内在住の方がいると免除になる。でも、中央公民館の施設を借りた場合、1人でも市外の方がいたら有料になるということのすみ分けとか、それがなぜかなというふうに、私自身もそういうふうにちょっと感じてしまったところがあるので、その辺りを、将来的にそれを統一されていくのか、それとも、文化施設と体育施設の考え方が根本的に違うので使用料の違いが出てくるのかということだけをお聞きしたいなというふうに考えています。

**奥本委員長** 今回のこの条例、3月でも審査しましたけども、体育施設というところなんです。文化施設のところはまた別になってしまいますけども、それを将来的に同じように運用していくかどうかという質問でよろしいですか。

**柴田委員** 使用料の考え方について。

**奥本委員長** 今後の考え方ですね、施設運営の利用料に関しての。

**柴田委員** はい。

**奥本委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 今後の考え方ということですので、當麻庁舎が複合化施設になったとき、また、その中でも生涯学習課所管のいろんな施設を使わせていただくことになると思うんですけど、そういったところの料金設定等も今後考えていかないといけないというふうには考えています。そういったときに、今回は体育施設のほうで内部規定を見ていただいていますけれども、今後、中央公民館をはじめ市内の文化施設の運用の仕方についても検討していかないといけないというふうには思っています。今の段階ではそこまでしか答えられないところです。

**奥本委員長** 柴田委員。

**柴田委員** すごく分かりにくい質問をしてしまって申し訳なかったんですけども、使用される方は一般市民の方ですので、行く場所によって規定が違うというのがなかなか分かりにくいんじゃないかなということで今回聞かせていただきました。

以上です。

**奥本委員長** ほかにございませんか。



杉本委員。

**杉本委員** 先ほどの質問と委員長の追加で、ちょっとまたそれでまとめというか、僕が思っていることを。

ウェブの予約と今皆さんがおっしゃっている予約のやり方、在り方について、これ、今やっと、やっとと言うと言いが悪いですけども、料金設定が出てきましたということで、ここから、今このウェブの予約とかはほとんど機能しないと僕は思うんです。今、委員長がおっしゃったみたいに、これは県のやつなので、多分何ともならないと思います。ただ、葛城市は市外の方、市内の方と分かれているわけじゃないですか、これで。それで、今から料金も変わっていくという意味で、ウェブシステムを、新しく予約システムをつくらんと、このご時世、紙だけの対応は多分厳しいと僕は思うんですよ。先ほど副委員長がおっしゃったみたいに、何回も書いて出さなあかんケースも絶対出てくると思いますし、1回登録しておけば、次に借りるときに、例えばIDを00何々とか入れたら、ぽんと押して、料金が出てきて、何人が市外とかというふうに、もうそういうふうにしていかんと、紙だけで対応していくのは限界やと思うんですけども。

例えば、今の文化施設の件にしてもそうやと思うんです。ぱっと見たときに、どこが予約が空いているのかとか、ここの箇所やったら使えますよとか、この時間やったらこの値段ですよというふうな、今どき、それぐらい分かりやすくして皆さんに促進していくような動きをしていただきたいなという意味で。ほんなら、受付はその段階でぱっと済ませて、合計人数30人やったら、30人使われてんねんやったら、ぱっと見て30人ぐらいやったらそれでオーケーなわけじゃないですか。

先ほどの2分の1ルールもそうなんですけども、厳しくしているのに、何か受け側が、窓口が広いというか、2分の1というふうな管理はめちゃくちゃ大変やと僕は思うんですよね。下手したら3分の1でもいいけど、取りあえずきっちりして、料金は、芝生代とか施設管理でお金がかかるからきっちりしましょうねという意味で僕はずっと言っているんですけども、そういうウェブシステムとかというふうな考え方というのは、今のところはまだ考慮にないんですかね。独自の。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本です。

ただいまの杉本委員の質問ですが、独自のウェブシステムというのは、今のところは考えてはないんですけども、今後、こういう形で、市外からの受入れもするというのも踏まえまして、そこはまた前向きに研究したいと思います。ちょっとすぐに行くものではないかというところで考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**奥本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** よろしく申し上げますとしか言えないんですけども。いろんな登録団体とか常に使っている方々は、登録しておいてワンタッチでその日は行けるとか、そういうふうなことをしていたらもっともっと簡素化できると思うんです。他市の方も、例えば全員他市の方も登録さえしていて、お金を払うよという人は使っていただいたらいいじゃないですか。そういうふ

うにしていったら分かりやすい。最初にこのチームは全部葛城市の方という証明を登録していただいたら、それは基本的には紙に書くのと同じじゃないですか。そういうふうなちょっと新しい、e 古都ならの今のやつやったら多分限界があると僕は思います。あの体制やったら、多分そこまで利用されていないと思います。これから新しくやっていく、文化施設もちろんそうですね。そういうところのアイデアを一遍出して、何かそんなんでつくれるような感じでやっていただきたいと思います。

以上です。

**奥本委員長** 杉本委員ご指摘ありましたように、e 古都ならのメリットというのは、空いているか空いていないかというのを時間外に確認できるというところがメリットだと思うんです。だから、そここのところの確認に限定して、申込みは最終的に窓口で確認するというふうに、そういうふうに運用で切り分けるしかないかなと。その先には、おっしゃっているように、独自のシステムがあれば業務も効率化できると思うんですけど、その辺りはまた今後研究ということで。どういった形が、今、e 古都ならを使うのであれば、どれがいいのかというのは、それも踏まえて検討をお願いしたいと思います。

杉本委員。

**杉本委員** e 古都ならのサイトを見てもらったら分かりますよ。施設予約サービスと書いてあるんです。でも、できないという現実でね。これは県のものなので、多分これは限界やと思うので言わせてもらっています。

以上です。

**奥本委員長** 分かりました。

ほかにございませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 内容を把握してきたところなんですけど、最後に確認しておきたいのが、やっぱり谷原副委員長がおっしゃったように、これも議会で承認しているのやろうということになったときに我々も責任があるかと思うんですけど、2分の1と決められたのやったらそれはそれでいいです。スポーツ少年団とかいろんなチームがあって、練習試合、私が一番最初に質問したときは2チームでという話したけど、3チーム、4チームになって、葛城市のチームが2チームを呼びました。人数が多いから料金はもらうということなんですよ。それも理解できました。

ただ、施設の予約申請は、市内のチームがいるから2か月前にできるということでもいいんですか。ちょっと言っている意味が。私の理解ですね。1つの何かのチームが2チームを呼びました。2チーム来るねんから、数は絶対市外の方が多いで料金が発生しますよと。これは分かりました。予約をする1か月、2か月、ここですね。市内の人がいるから2か月前でできんのかどうなのかということだけきちっとお願いしたいと思います。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの藤井本委員の質問ですが、先ほど言っていますように1か月・2か月間前ルー

ルは大会等でございますので、あくまでも練習試合でしたら一般市民の考えと同じになりますので、市外の方が2分の1を超えるのであれば、市外料金の対応なので1か月前になるという認識にはなります。だから、市内の方だけ、多い人数でされる場合は市内という形で。規則のほうにも、市外の方が2分の1を超えるのであれば1か月前とうたっておりますので、あくまでもそういう形になるかと思えます。

**奥本委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 繰り返しておきますね。あくまで人数でいくねんと。市内のチームが市外から2チームを呼んで練習試合をするときはお金も要るし、この場合の予約の仕方は、市内在住の方のみじゃなくて、市外の方の1か月前からになるということ。1か月前からしかできないということでもいいんですね。そうやね。

**奥本委員長** よろしいですか。要は、練習試合とかを含めて、市内・市外が混在している場合に、市外の方が多くて利用料が発生する。ところが、予約の場合は、本来、市外であれば1か月前、ところが、市内の方だったら2か月前からいけると。ところが、そういう混在している場合は市外扱いになるのかということをお聞きになっている。それで間違いないですよ。市外扱いになるということによろしいですよ。

竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本です。

あくまでも市外の方が2分の1を超えるのであれば市外扱いの対応ということです。

**奥本委員長** ほかにございませんか。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** 今の藤井本委員の発言に関係してなんですけど、要は、利用者の市外・市内という考えもあると思うんですが、主催するのは基本的に団体だと思うんですよ。だから、その団体の代表、あるいは団体の所在地、そこが市外か市内かということにしないと、市内団体は非常にやりにくいんじゃないですか、こういう規定を設けると。極端に言ったら、市内のチームが、例えば30人いたとします。市外のチームを呼ぶときに、向こうは25名やったら、全体で市外の方が半分以下になるわけですよ、使用が。それが40名になると超えちゃうと。そんなことを判断しながら相手チームを選んで、予約を1か月前、2か月前にせなあかんというふうなことになるわけですよ。だから、私としては、予約の段階では、市内団体がほかのチームを呼んで、そこで練習するといったときには2か月前でいいと私は思いますよ。料金については、そのときに実際に来られる方、当日欠席もあったりいろんな事情があったりするかもわかりません。人数は変動するわけですよ。だから、2か月前に主催団体がやって、実際に来ていただいて、出していただいた段階で料金が発生するかしらないかというふうにししないと、市内団体の方は、これはちょっと具合が悪いんじゃないかなというふうに思いますので、考え方として、やっぱり団体、申請団体という考え方で、市内の方々が便利よく使えるようにしておくべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本でございます。

ただいまの副委員長の質問ですが、あくまでも、先ほど言いましたように、練習試合ということであればそういう考えになります。あくまで、市内の団体が主催で大会をやるとか親善大会をやるとかいう形のものであればまたそれは違いますので、それは先ほどの免除規定の中での対応になるので。練習試合となりましたら、先ほどの対応という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 大会と練習試合という非常に微妙な問題がまた出てくることになるんですけども、ちょっとそういうところが分かりにくいかなと。極端に、大会って、勝手に個人的な、私的な大会でも、大会と銘打ったら2か月前にできるのかということが出てくるんですね。練習試合かどうかというのは分かりませんので、受付の段階ではちょっとそこを。そんなことをやり出すと余計煩瑣になるかなと思ひますので。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本です。

その部分につきましては、親善大会等であれば、あくまでも要項を出していただきまして、そこで判断させていただくということです。申請の段階で出していただくという形でしておりますので、よろしくお願ひします。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 大会だったらそれでいける、でも、練習試合だったらそうではないということで、実際、運用上、現状はどうなっているか、我々はそのままで細かくは分かりませんので、実際の運用上どんなことが起きるのか、また我々もしっかりそこら辺は声を聞いていきたいと思ひますが。私としては、できるだけ団体で利用登録、あるいは団体で使用ということであれば、それは市内団体であればそういう扱いで考えていただけたらなと思ひますので、ちょっとこれは意見だけ申し上げておきます。

**奥本委員長** ほかにございませぬか。

杉本委員。

**杉本委員** ちょっと確認なんですけども、今みたいな考え方というか、詳細というのはどこかに書いてあるんですか。ここに書いていないから、今、多分、谷原副委員長がおっしゃったとおりに思うんです。大会と、今、申請していただいたらと言わはったんですけど、それ、どこかへ書いてんねんやったら多分聞かへんけど、その詳細みたいなのはほかの資料であるんですかね。例えば大会の定義とはみたいな。例えばこれでも、市内在住の方、市外在住の方と予約の申請で書いてあるけど、その市内・市外の内容というのは中段以下に書いてあるわけじゃないですか。でも、これは逆じゃないのと思ったりもするんですけど、これ、正式な資料というのはどこかにあるんですかね。今からつくる、7月までにつくる、つくらなければならぬ、つくりたいというところですかね。そこが今の話を聞いていて分からないんですけど。

**奥本委員長** 竹本コミュニティセンター所長。

**竹本体育振興課長兼コミュニティセンター所長** 体育振興課の竹本です。

大会等であれば、事前に受け付けるとかいうのは、資料等には特に規定とかいうのはないんですけども、あくまでも、そういう大会で利用される団体等には、基本的に、定期的にスポーツ少年団であったり、体育協会の連盟等で大会、もちろん県の大会等もごございますので、その辺りは、ずっと今までの流れで認識いただいている中で、もちろん申請の段階で大会要項を出していただくと。例年同じ大会もありますので、できていない場合は前年の分を出してもらおうとかいう形を取っているところもごございます。そういう形でさせていただいているところです。

**奥本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そうなんですけど、それを記載することはなくてもいいのかなという疑問なんです。例えば、谷原副委員長がおっしゃった質問は、毎回それを答えやなあかんのと違うのという心配ですよね。その場合はどうなるのというのが明確に書類でなかったでもいいんですかと。なくてもいいんやったらいいと思いますけど。つくったほうがいいんじゃないのと聞いているんですけど。

**奥本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** これは、本来、私が答えるべきものではないのかなとは思いますが、考え方として、まず葛城市が持っている公共施設は、大前提といたしましては、市民の皆さんに使っていただくところが大前提でございまして。その中で、過去において、例えばスポーツであれ、文化であれ、交流に関しての部分については、その部分は幅広く市内と同じ考え方での対応をするということでございまして。ですので、スポーツ少年団等の交流試合、練習試合も含めまして、基本的には無料であってもいいのかなと私は思っております。文化施設についても同じであります。定期利用については難しい部分がございますけども、交流の使用については、当然のことながら、葛城市外の方が混ざっても当然あり得ることやと感じております。

ただ、今回の議論の中で、いろんな、定期的な利用といいますか、明らかに市内という名前だけを借りて市外の方が使われるということについてはおかしいのではないのかなという意見が1つあった。それと、もう一つ、今回の場合は施設、サッカーグラウンドが一番最初に出たと思うんですけども、非常に整備の行き届いた施設は、市内だけではなく市外にもお使いいただいたらどうかというご意見をいただいた中での検討であると感じております。詳細について全てを書くことはできませんので、その辺は教育長の判断の中で、どの程度を交流と考えるのか。一応基本的な人数は書いておりますけども、それは幅を持たせた中での判断になると思います。例えば私の気持ちとしては、当然、中学生が練習試合するに当たって、使用料をもらうということはふさわしくないであろうと。それであれば、スポーツ少年団も同じ考え方でなくてはいけないと思います。ですので、厳密に全てを一定の規定の中で判断するのは難しいのかなと。その辺の、ある種、判断の幅というのは、管理責任者において判断ができるところが、当然のことながら条例なり規約等にあってしかるべきやと感じております。

長期間にわたりましてご意見いただいた中での、いろんな整備といいますか、変更事象がございまして、基本的には、やはり私は、子どもたちも成人も含めまして、年配の方も

含めまして、できるだけ葛城市の施設を有効に、市民の方が、ある種、主体的にできるものについては無償で使っていただきたいという思いがありますので、その辺は教育委員会とも、その幅をどの程度持たすのかというのは議論を重ねていきたいと思います。

ここ半年、1年ほど議員の皆さん方からいろんなご意見をいただきましたので、その部分を加味した中での規約なり条例の整備となってしまいましたけども、基本的な考えといたしましては、そのような考え方でやっていただきたいという希望を教育委員会には出しております。

以上でございます。

**奥本委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 今、市長がお答えいただいたので、私はそれでええのかなと思います。人数オンリーでいくと、例えば、先ほどから練習試合の話が出ていますから練習試合を言いますが、葛城市のチームが、うちのチームは15人やねんと。練習試合1チームとするのに、20人来んといやとか、そんなん言えることもないし。それをすると市外扱い、人数だけで言うと市外扱いになるねんとかいうようなことのないように、運用というもの、今、市長が言わはったように、そういうような形でやっていただけたらいいかなというふうに思います。市内・市外をきちっと分けるという意図はそのままやっていただいたらええのと、それで、資料2でちょっとこれだけ確認しておきたいと思うんです。市長が今言っていたこと、それはそれでええと私は思っていますけども、資料2の内部規定、使用料の免除に関する内部規定。免除に関しては、上の目的のところ、市長が認めるときというふうになっている。第2条の免除の対象の最後になると、免除の対象の第2条第6号のところ、教育長が特に免除の必要があると認めた場合はというふうなことになっていると。要するに、この免除のところだけを見ると、市長も教育長もやっていただけると、ここに書いてあるとおりでいいわけなんですね。これは教育長やね、教育部門やねという先ほどの市長の言葉もあったので、その辺、確認だけしておきたいと思います。

**奥本委員長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 免除の対象につきましては、今、委員おっしゃっていただいたとおり、この資料2にもありますように、私のほうで判断できるところもあります。もちろん市長のほうで公益上判断していただくときもありますので、その判断の下でさせていただくということになります。

**奥本委員長** 今のお話の前に若干戻ります。先ほど市長からのお話がありましたけれども、最終、今日のこの議論のところを振り返りまして、今、市長のお言葉を優先するのであれば、これは市内の方が1人でも入っていたら全て無料というふうに解釈、ちょっと私はそういうふうに聞こえたんですけども。今日の内容……。

(発言する者あり)

**奥本委員長** 違いますか。間違いであれば、後で訂正してください。私の聞き間違いかもしれません。そこをはっきりしたいのでね。

今日の議論のところの内部規定はこれでいいかというところですけども、最終的にこの内部規定を取るということによろしいかどうかという確認だけさせてください。ちょっと私の

聞き間違いかもしれませんが、そこの最後だけ確認したいと思いますので、どなたかお答えいただけますか。

阿古市長。

**阿古市長** 聞き間違いでございます。

それと、教育長が答弁いたしましたけども、通常の使用目的、例えば体育館やグラウンドやスポーツ等の使用の目的に関しては多分教育長のほうの判断になるのかなと。それ以外の目的、例えば体育館でイベントをやりますとか、グラウンドでほかのイベントをやりますとか、本来の使用目的以外の部分での判断の仕方というのが市長のほうに、ある種、ウエートがあるのかなという思いがいたしております。厳密にどこで区別するのかというのは難しい問題なんですけど、スポーツイベントなんていうのもありますので、ですので、両方とも判断するべきところが出ると思います。

以上でございます。

**奥本委員長** ありがとうございます。減免のところ、非常に厳密にこういうケース、こういうケースはどうと行っていくと本当に切りがないので、一応方向性というか、確認ということで今させていただきます。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

**谷原副委員長** 市長は今、聞き間違いですとおっしゃったんですけど、これまでの議論の流れとしては、市内在勤・在住の方が2分の1以上は当然減免になるけども、そうでない場合は減免対象にならないということで来たんですが、今問題になっているのは、要は練習試合等の交流で呼んだ場合に、先ほど言ったように、相手方の人数によって呼ぶ・呼ばない、人数によって使用料が発生する・しないというふうなこともあるので、ということで私のご意見を申し上げたら、やっぱり交流については広く認めていくべきだという立場だということで市長がおっしゃったので、それまでの議論がちょっとどっちになるのかなと。市長のほうを取るといっていいれば、市長の判断で、先ほど藤井本委員からお話があったように、それは認めれば減免できるということになるわけですから、そういう方向なのか。あるいは、規則どおりいくと、2分の1できちっとやっていくということで出されてきているわけですから、ちょっとそこが市長の言葉で、私は、もう一回ちょっと。議論が曖昧な感じになったなと思っておるんです。だから、その考え方をもう一回整理していただいて。市長がおっしゃるように、多少人数が、相手方を1チーム呼んだ、それは交流で市内のチームが呼んだんだから、交流相手が多少、市外の方がこちらのチームと比べて多かったとしても、認めるのかどうか、そのことについて、もう一回そこだけ確認させてください。お願いします。

**奥本委員長** 教育部、井上部長。

**井上教育部長** 失礼します。教育部、井上でございます。

今、たくさんのご意見を頂戴したところでございます。また、市長のお考えも述べさせていただいたところでございます。減免につきましては、先ほど来、教育長及び市長が申しておりますように、市長につきましては、公益上特別な理由があるときには減免をできるとい

うところもでございます。また、教育上の施設でございますので、教育長が認めたときはとうところもでございます。今いただきましたご意見を精査させていただき、きっちりした運営に向けて取り組んでまいりたいと思います。今のところは、ちょっと調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**奥本委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 施設の使用の考え方としては私が申し上げたとおりでございます。ただ、例えば、スポーツ少年団や学校のクラブ活動やそういうようなものとは別に、個人の方が団体で借りられる場合というのが多分2分の1規定になっていくのかなという認識を持っております。ですので、それについては、議員皆さん方からいろんなご意見をいただいておりますので、尊重した中で、対応させていただくべきところはその辺のかなという認識を持っておるところでございます。それも最終的には教育委員会のほうで判断していただきますけども、その方向で市民の皆さん方にできるだけ有効に使っていただける施設でありたいという思いの中での対応をさせていただけたらなと思っております。

以上でございます。

**奥本委員長** 谷原副委員長。

**谷原副委員長** 今日の委員会で使用料の規定について審査しているわけですから、ちょっと曖昧なところが残ったまま決定というふうなことになる、あまりよくないなという思いがあります。ただ、今日の使用規定が議会の関与として議決ということになるのであれば細かいところまで詰めてやらなければいけない問題ですけれども、議決ということではないということになりますので、これは内部規定に関わる問題ですので、今後、今、議論が出て市長が答弁されましたので、私は市長の答弁が生かされるというのは好ましいことだと思っております。その内部規定の部分のところにぜひ意見を反映させていただいて、そこは詰めていただけたらなというふうに思います。

**奥本委員長** ほかにございませんか。

梨本議長。

**梨本議長** 私も所長のお話と市長のお話の食い違いが非常にあって混乱しているんですけども、もし、所長のおっしゃったことと、より市長のほうの方が優先するということであれば、この会議中の議事録の修正も必要になってくるかなというふうに思うんです。発言の中で、ちょっと問題といいますか、先ほどの所長の答弁だと、私は市長のおっしゃっていることとかなりずれがあるのではないかなというふうに思いますので、その辺り、もう一度整理していただきたいというふうに思っています。

また、この2分の1以上というのは、私、条例改正になってから、新しい条例が今、手元がないんですけども、これは条例に規定されていましてか。条例上規定されているものか、もしくは規定されていない。

(発言する者あり)

**梨本議長** 規定されていないですか。分かりました。それは結構です。



**奥本委員長** 今、議長からご指摘というか、再確認を求められまして、もう一度確認させてください。この2分の1というところと、市内・市外のところですよ。特に先ほどから議論である練習試合に関しての場合。最終的に、最後のところで、先ほどの副委員長の質問のところで市長が答えられたのは、公益の利用かどうか、個人の利用かどうかというのが1つの基準かなという線引きがございましたけども、まず体育振興課のほうからそのところをもう一度改めて回答をお願いします。

樫本教育長。

**樫本教育長** 一番最初、この議論になったのは、市外の方々からは、芝生利用に関しては一定徴収しましょうというようなところからスタートしているというふうに認識しています。その中で、今、うちのほうで市外と市内のすみ分けをさせていただく中で、例えば、中学校の部活動が練習試合等で施設を使うというのは、先ほども答弁にありましたようにほとんどありません。学校施設を使わせていただくということがほとんどです。ただ、スポーツ少年団等で、一部スポーツ少年団の使用ということで、実際は他市からほとんどのチームが来て使われているというような現状も昨年度はあったということも議論の中には今までもあったのかなというふうには思っています。そういった中で、この使用については、ある一定、線を引きたいということで、例えば、練習試合ではなくて、合同練習等で広く市内と市外の方が一緒に活動されるというときには、やはり2分の1を超える市外の方が使用されるというときには、使用料をいただいこうというふうには考えています。ただ、今議論になっている練習試合としてチームを幾つか呼んでやっていく場合、それが公式戦であれば減免の対象にはさせていただくというふうに内部規定でさせていただいているんですが、練習試合、いわゆる交流試合というのをどこまで減免の対象にしていくのかということについては、2分の1という数でいくのか、チームでいくのかということは、今、話を聞いていると、少し議論が必要なかなというふうには思っています。この部分については、これは内部規定ですので、私の判断でも解釈できるところでもありますので、市民のチームにご迷惑のかからないような形で少し運用させていただこうというふうに思います。ただ、2分の1というこの数字は使いながら、合同練習や一斉の活動については線引きをしていきたいというふうに考えています。よろしいでしょうか。

**奥本委員長** 梨本議長、いかがですか。よろしいですか。

**梨本議長** はい。

**奥本委員長** ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**奥本委員長** ないようであれば、この件については以上といたします。

これで本日の審査事項は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

**奥本委員長** ほかにございませんか。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。施設の有効利用、今後またいろいろ我々の課題となりますので、またいろいろご意見がございましたら一緒に考えていきたいと思っております。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時58分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長

奥本 佳史